

消費税率の改正への備え

10月の消費税率引き上げまであと3ヶ月となりました。今回は引き上げにより大きく変わる点や軽減税率対策補助金について簡単にまとめてみました。

◆軽減税率制度の導入

- ・軽減税率(8%)制度対象品目は飲食料品と新聞(定期購読契約に基づく)です。
- ・アルコール1%以上の酒類、医薬品などは除かれます。
- ・外食(10%)又は持ち帰り(8%)といった場面ごとで軽減税率の適用が変わります。

◆税率ごとに区分した請求書等の発行(売上)及び区分経理対応(仕入・経費)

- ・複数税率となるため消費税8%あるいは10%と区分した管理が求められます。
- ・軽減税率対象商品を扱わない事業者でも、仕入(経費)購入商品の中に対象商品がある場合には区分経理が必要です。

◆軽減税率対策補助金

軽減税率制度(複数税率)への対応が必要な中小企業・小規模事業者等の方には、複数税率対応レジの導入、受発注システムの改修、請求書等の作成にかかるシステムの改修等を行う際にその経費の一部を補助する制度があります。

完了期限(レジ等購入)は2019年9月30日迄、申請受付期限は12月16日迄です。
需要が多いと思われるレジ等導入補助金について概要をまとめました。

・レジ等購入補助金(複数税率対応レジや発券機の導入等支援)

対 象 者・・・軽減税率対象商品の販売をしている中小小売事業者等

補 助 率・・・費用の3/4を補助、3万円未満のレジ1台のみ購入の場合費用の4/5を補助

補助上限・・・レジ1台あたり20万円、発券機1台あたり20万円

1事業者あたり上限200万円

申請流れ・・・補助対象レジ等を購入→申請書を作成→必要書類を添付した申請書を郵送提出(レジ等購入店が代理申請協力店だと代理申請依頼もできます)